

報告第 4 号

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく資金不足比率

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 22 条第 1 項の規定により、令和 6 年度及び令和 7 年度決算において算出した比率について、監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

令和 8 年 10 月 7 日提出

宇和島地区広域事務組合
組合長 岡 原文 彰

特別会計の名称	資金不足比率	備考
介護保険施設事業会計（令和 6 年度）	－％	
介護保険施設事業会計（令和 7 年度）	－％	

1 資金不足比率が算定される場合においては、「備考」欄に「令第 17 条各号の規定により算定した事業の規模」を記載。

令和 6 年度

宇和島地区広域事務組合 資金不足比率審査意見書

宇和島地区広域事務組合
監査委員

8 宇広監第 9 号

令和 8 年 7 月 31 日

宇和島地区広域事務組合

組合長 岡原文彰 様

宇和島地区広域事務組合

監査委員 山 田 喜 昭

監査委員 山 本 博 士

監査委員 佐々木 宣 夫

令和 6 年度 公営企業会計に係る資金不足比率の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定により、審査に付された令和 6 年度決算に係る資金不足比率について審査した結果、次のとおり意見を提出する。

目 次

資金不足比率審査意見

- 第 1 審査の対象・・・1
- 第 2 審査の期間・・・1
- 第 3 審査の方法・・・1
- 第 4 審査の結果・・・1
- 第 5 審査の概要・・・2

凡 例

- 1 ポイントは、百分率（％）間の単純差引数値である。
- 2 各表中の符号の用法は、次のとおりである。
 - 「△」：減またはマイナス
 - 「皆増」：前年度に数値がなく、すべて増加したもの
 - 「皆減」：前年度に数値があり、すべて減少したもの

令和 6 年度 資金不足比率審査意見

第 1 審査の対象

令和 6 年度介護保険施設事業会計決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

第 2 審査の期間

令和 8 年 7 月 2 日から令和 8 年 7 月 31 日まで

第 3 審査の方法

審査にあたっては、組合長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

第 4 審査の結果

審査に付された令和 6 年度介護保険施設事業会計決算に係る資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類については、いずれも適正に算定または作成されており、当該比率は経営健全化基準を下回っていると認められた。

第5 審査の概要

資金不足比率は、公営企業ごとに算定する資金の不足額の事業の規模に対する比率である。

介護保険施設事業会計は、資金不足額がないため、本比率は算定されない。

会計名	令和6年度	令和5年度	増減	経営健全化基準
介護保険施設事業会計	—— △50.4%	—— ——	—— ——	20.0%

(注) 1 資金不足比率は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第2項の規定により算定した数値をいう。

(注) 2 資金不足額がないため、比率は算定されず「——」で表示した。参考のため算出される数値を下段に表示した。

(注) 3 令和6年度からの事業のため、令和5年度は実績なし。

【算定式】

資金不足比率＝資金の不足額÷事業の規模

令和 7 年度

宇和島地区広域事務組合 資金不足比率審査意見書

宇和島地区広域事務組合
監査委員

8 宇広監第 10 号

令和 8 年 7 月 31 日

宇和島地区広域事務組合

組合長 岡原文彰 様

宇和島地区広域事務組合

監査委員 山 田 喜 昭

監査委員 山 本 博 士

監査委員 佐々木 宣 夫

令和 7 年度 公営企業会計に係る資金不足比率の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定により、審査に付された令和 7 年度決算に係る資金不足比率について審査した結果、次のとおり意見を提出する。

目 次

資金不足比率審査意見

- 第 1 審査の対象・・・1
- 第 2 審査の期間・・・1
- 第 3 審査の方法・・・1
- 第 4 審査の結果・・・1
- 第 5 審査の概要・・・2

凡 例

- 1 ポイントは、百分率（％）間の単純差引数値である。
- 2 各表中の符号の用法は、次のとおりである。
 - 「△」：減またはマイナス
 - 「皆増」：前年度に数値がなく、すべて増加したもの
 - 「皆減」：前年度に数値があり、すべて減少したもの

令和 7 年度 資金不足比率審査意見

第 1 審査の対象

令和 7 年度介護保険施設事業会計決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

第 2 審査の期間

令和 8 年 7 月 2 日から令和 8 年 7 月 31 日まで

第 3 審査の方法

審査にあたっては、組合長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

第 4 審査の結果

審査に付された令和 7 年度介護保険施設事業会計決算に係る資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類については、いずれも適正に算定または作成されており、当該比率は経営健全化基準を下回っていると認められた。

第5 審査の概要

資金不足比率は、公営企業ごとに算定する資金の不足額の事業の規模に対する比率である。

介護保険施設事業会計は、資金不足額がないため、本比率は算定されない。

会計名	令和7年度	令和6年度	増減	経営健全化基準
介護保険施設事業会計	—— △31.8%	—— △50.4%	—— 18.6ポイント	20.0%

(注) 1 資金不足比率は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第2項の規定により算定した数値をいう。

(注) 2 資金不足額がないため、比率は算定されず「——」で表示した。参考のため算出される数値を下段に表示した。

【算定式】

資金不足比率＝資金の不足額÷事業の規模